## 憲法・セレクト問題３

| Date | | Date | | Date | |
|---|---|---|---|---|---|
| / | | / | | / | |

次の記述のうち、憲法上、その職務ないし権能の主体が１つだけ他と異なるものはどれか。

1　法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

2　一般国務及び外交関係について国会に報告すること。

3　国会の臨時会の召集を決定すること。

4　決算を会計検査院の検査報告とともに国会へ提出すること。

5　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

# 正解 2　憲法・セレクト問題３「内閣及び内閣総理大臣の職務」

## 1　他と異ならない（内閣の職務ないし権能である）

憲法上、内閣の職務として、「法律を誠実に執行し、国務を総理すること。」と規定されている（憲法73条１号）。

## 2　他と異なる（内閣総理大臣の職務ないし権能である）

憲法上、「内閣総理大臣は、……一般国務及び外交関係について国会に報告し、」と規定されている（同法72条）。

## 3　他と異ならない（内閣の職務ないし権能である）

憲法上、「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。」と規定されている（同法53条前段）。

## 4　他と異ならない（内閣の職務ないし権能である）

憲法上、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」と規定されている（同法90条１項）。

## 5　他と異ならない（内閣の職務ないし権能である）

憲法上、内閣の職務として、「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。」（同法73条７号）と規定されている。

以上により、その職務ないし権能の主体が１つだけ他と異なるものは肢２であり、正解は**2**となる。